

議案第 24 号

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 27 年 3 月
三宅町条例第 23 号）の一部を改正する条例を別紙のように制定するも
のとする。

平成 31 年 3 月 4 日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部
を改正する条例

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成２７年３月
三宅町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第３８条第１項の別表を次のように改める。

別表（第３８条関係）

一般廃棄物処理手数料

種別	区分	単位	手数料
ごみ	家庭廃棄物	燃えるごみ袋 （容量４５リットル）１枚に付き	４５円
		燃えるごみ袋 （容量３０リットル）１枚に付き	３０円
		燃えるごみ袋 （容量１５リットル）１枚に付き	１５円
		リサイクル袋 （容量４５リットル）１枚に付き	２０円
		リサイクル袋 （容量１５リットル）１枚に付き	１５円
		不燃物袋 （容量３０リットル）１枚に付き	３０円
		不燃物袋 （容量１５リットル）１枚に付き	１５円
		粗大ごみ処理券１枚につき	１００円
		臨時に占有者等が直接搬入する多量の家庭廃棄物搬入量から１００ｋｇを控除（１日１００ｋｇを限度とする。）した残量１０ｋｇ（１０ｋｇ未満は、１０ｋｇとみなす。）につき６０円	
	事業者が直接搬入する一般廃棄物	搬入量１０ｋｇ（１０ｋｇ未満は、１０ｋｇとみなす。）につき１６０円	

事業者が一般廃棄物収集運搬業者に搬入させる事業系、又は事業系一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	可燃物	1キログラムにつき	その処分に要する委託料に1円を加算した額
	不燃物	1キログラムにつき	その処分に要する委託料に1円を加算した額
	飲料缶	1キログラムにつき	その処分に要する委託料に1円を加算した額
	トレイ・発泡スチロール／ペットボトル・プラスチック類	1キログラムにつき	その処分に要する委託料に1円を加算した額
	上記の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する特定家庭用機器（再商品化等に必要な行為に関する料金を納付したものに限る。）については、1台につき3,000円とする。		
動物の死体	1体につき	1,000円	
し尿（家畜のし尿を除く）	従量	10リットル（10リットル未満は、10リットルとみなす。）につき 130円	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例新旧対照表

改正後（案）	現行
別表（第 3 8 条関係） 一般廃棄物処理手数料 【別記 1 参照】	別表（第 3 8 条関係） 一般廃棄物処理手数料 【別記 1 参照】

【別記1】

改正後（案）

種別	区分	単位	手数料
ごみ	家庭廃棄物	燃えるごみ袋（容量45リットル）1枚に付き	45円
		燃えるごみ袋（容量30リットル）1枚に付き	30円
		燃えるごみ袋（容量15リットル）1枚に付き	15円
		リサイクル袋（容量45リットル）1枚に付き	20円
		リサイクル袋（容量15リットル）1枚に付き	15円
		不燃物袋（容量30リットル）1枚に付き	30円
		不燃物袋（容量15リットル）1枚に付き	15円
		粗大ごみ処理券1枚につき	100円
		臨時に占有者等が直接搬入する多量の家庭廃棄物搬入量から100kgを控除（1日100kgを限度とする。）した残量10kg（10kg未満は、10kgとみなす。）につき60円	
	事業者が直接搬入する一般廃棄物	搬入量10kg（10kg未満は、10kgとみなす。）につき160円	
事業者が一般廃棄物収集運搬業者に搬入させる事業系、又は事業系一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	可燃物 1キログラムにつき	その処分に要する委託料に1円を加算した額	
	不燃物 1キログラムにつき	その処分に要する委託料に1円を加算した額	
	飲料缶 1キログラムにつき	その処分に要する委託料に1円を加算した額	
	トレー・発泡スチロール／ペットボトル・プラスチック類 1キログラムにつき	その処分に要する委託料に1円を加算した額	
上記の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する特定家庭用機器（再商品化等に必要な行為に関する料金を納付したものに限る。）については、1台につき3,000円とする。			
動物の死体	1体につき 1,000円		
し尿（家畜のし尿を除く）	従量	10リットル（10リットル未満は、10リットルとみなす。）につき 130円	

現行

種別	区分	単位		手数料
ごみ	家庭廃棄物	燃えるごみ袋（容量４５リットル）１枚に付き		４５円
		燃えるごみ袋（容量３０リットル）１枚に付き		３０円
		リサイクル袋（容量４５リットル）１枚に付き		２０円
		不燃物袋（容量３０リットル）１枚に付き		３０円
		粗大ごみ処理券１枚につき		１００円
		臨時に占有者等が直接搬入する多量の家庭廃棄物搬入量から１００ｋｇを控除（１日１００ｋｇを限度とする。）した残量１０ｋｇ（１０ｋｇ未満は、１０ｋｇとみなす。）につき６０円		
	事業者が直接搬入する一般廃棄物	搬入量１０ｋｇ（１０ｋｇ未満は、１０ｋｇとみなす。）につき１６０円		
	事業者が一般廃棄物収集運搬業者に搬入させる事業系、又は事業系一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	可燃物 １キログラムにつき	その処分に要する委託料に１円を加算した額	
		不燃物 １キログラムにつき	その処分に要する委託料に１円を加算した額	
		飲料缶 １キログラムにつき	その処分に要する委託料に１円を加算した額	
トレー・発泡スチロール／ペットボトル・プラスチック類 １キログラムにつき		その処分に要する委託料に１円を加算した額		
上記の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成１０年政令第３７８号）第１条に規定する特定家庭用機器（再商品化等に必要な行為に関する料金を納付したものに限る。）については、１台につき３，０００円とする。				
動物の死体	１体につき １，０００円			
し尿（家畜のし尿を除く）	従量	１０リットル（１０リットル未満は、１０リットルとみなす。）につき １３０円		